

令和6年度 介護保険料のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。健康保険と同じく、「いざ」というときに個人の負担が少なくてすむように、40歳以上の方が保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

■40歳以上の方が加入します

介護保険制度は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費で、50%ずつの負担により運営されます。

■介護保険料の算定と徴収

40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と合わせて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。

■介護サービスの費用の負担は？

要介護認定者が介護サービスを利用する場合は、原則として利用するサービス費用の1割から3割の自己負担でサービスを利用することができます。

■令和6年度から65歳以上の方の介護保険料が変わります

介護保険料は、第9期介護保険事業計画における令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険サービス総費用の見込みや65歳以上の第1号被保険者数、制度改正に伴う影響等に基づき計算し、町の条例で定めています。

第1号被保険者の介護保険料は、前年中の被保険者本人の合計所得金額等および世帯の課税状況をもとに算出され、下表のとおり13の所得段階に区分されています。

▼令和6年度の介護保険料

所得段階	対象となる方			介護保険料 (年額)
第1	本人が住民税非課税	世帯非課税	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円以下の方	17,800円
第2			世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円を超え120万円以下の方
第3		120万円を超える方		42,800円
第4		世帯課税	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方
第5 (基準額)	80万円を超える方			62,500円
第6	本人が住民税課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	75,000円
第7			120万円以上210万円未満の方	81,200円
第8			210万円以上320万円未満の方	93,700円
第9			320万円以上420万円未満の方	106,200円
第10			420万円以上520万円未満の方	118,700円
第11			520万円以上620万円未満の方	131,200円
第12			620万円以上720万円未満の方	143,700円
第13			720万円以上の方	149,900円

※合計所得金額につきましては、詳しくは介護保険パンフレット「ともにはぐくむ介護保険」令和6年度版をご覧ください。町ホームページ（右QRコード）からご覧になれます。



■所得段階の決め方（下表参照）

介護保険料の段階は、前年中の収入や世帯の住民税課税状況によって決まります。

令和6年度分は、令和5年中の収入や所得等に基づき、第1段階から第13段階までのうち、いずれかの所得段階に確定します。詳細は、7月に送付する「令和6年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

■介護保険料の納付方法

介護保険料は納付方法が選択できず、原則として年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や、他市町から転入された方などは一時的に納付書払い（普通徴収）となります。普通徴収の方は、口座振替をおすすめします。

介護保険料の納め忘れに注意！

介護保険料を納めないと、**延滞金の加算**や、介護サービス利用の際の**自己負担額が3割または4割に引き上げ**られるなどの措置がとられます。



国民健康保険にご加入の皆さまへ

問合せ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

■令和6年8月1日から被保険者証が新しくなります！

現在お持ちの被保険者証の有効期限満了日は、7月31日(木)です。

新しい被保険者証（オレンジ色）は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。記載内容を必ずご確認ください。

70歳から74歳までの被保険者の方は、医療機関等で支払う医療費の自己負担割合（2～3割）が記載されています。医療機関には被保険者証をご提示ください。

新しい被保険者証の有効期間は8月1日(木)から令和7年7月31日(木)です。

なお、有効期限切れとなった被保険者証はご自身で破棄しても差し支えありません。

■限度額適用認定証および

限度額適用・標準負担額減額認定証をお使いの方へ

上記認定証が有効期限を迎えます！

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

8月1日以降も引き続き、従来通りの限度額適用認定証を発行することも可能です。必要な方は、改めて申請が必要になります。申請手続きは、8月1日(木)からの受付となります。

・16歳以上の国保加入者(国保未加入の世帯主、所得がない方、親族の扶養になっている方)は所得の申告が必要です。

70～74歳までの方には「高齢受給者証」の表記があります



70～74歳までの方には自己負担割合が記載されています

■令和6年度

国民健康保険税納税通知書

納税通知書を世帯主あて(世帯主が加入していない世帯も含む)に送付します。記載内容をお確かめください。

期限内に国民健康保険税を納付しましょう。

～あなたの意見・アイデアが住みよいまちづくりにつながります～
町長への提言をお寄せください

問合せ 秘書広報課 広報広聴担当 内線286

【内容別集計】

町では、皆さんのご提案・ご意見を、町の業務改善や政策に活かすため、「町長への手紙」「町長へのメール」「町長へのFAX」を受け付けています。

令和5年度に皆さんから寄せられた提言の集計結果は右記のとおりです。

内容分類	件数	内容分類	件数	内容分類	件数
町政方針	2	福祉	9	学校教育	5
環境	12	保健・健康	12	生涯学習	7
交通安全	4	産業・観光	4	職員関係	11
防災・防犯	7	道路・都市計画・水道	29	その他	103
合 計				205	

■町長へのご提言・ご意見はこちらまで

杉戸町をより良くするための、建設的なご意見等をお寄せください。

◆町長への手紙

「町長への手紙」の便箋と封筒、投函箱が、役場や各公民館に備えてあります。ご記入の上、各施設の投函箱にご提出ください。

◆町長へのメール

町ホームページの専用フォームから送信ください。

町ホームページ専用フォーム▶



◆町長へのFAX

送信用紙に、住所・氏名・年齢・電話番号・FAX番号を記入の上、送信ください。 FAX番号 (33) 4550

※ご提出の際の注意事項

- 町の施設・窓口のご案内、各種手続や業務に関するお問合せなどは、直接担当課へご連絡ください。
- 住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。連絡先が未記入の場合、お寄せいただいた貴重な意見に対して回答することができません。
- ご質問などに対する回答は、内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。